

訪問看護重要事項説明書

<令和 6年 6月 1日現在>

1 訪問看護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人 桜十字
代表者名	倉津 純一
所在地・連絡先	(住所) 熊本県熊本市南区御幸木部1丁目1番1号 (電話) 096-378-1111 (FAX) 096-378-1119

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	訪問看護ステーション ホスピタ
所在地・連絡先	(住所) 熊本県熊本市南区御幸木部1丁目1番1号 (電話) 096-378-1113 (FAX) 096-378-1119
事業所番号	4360191953
管理者の氏名	都築 美幸

(2) 事業所の職員体制

職	職務内容	人員数
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名

<p style="text-align: center;">看護職員のうち主として計画作成等に 従事する者</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、甲等への説明を行い、同意を得ます。 3 甲へ訪問看護計画を交付します。 4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 5 甲又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に甲の病状、心身の状況及びその置かれている環境的確な把握に努め、甲又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援乙と連携を図ります。 8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。 	<p style="text-align: center;">常勤1名以上</p>
<p style="text-align: center;">看護職員 (看護師・ 准看護師)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。 	<p style="text-align: center;">常勤1名以上</p>
<p style="text-align: center;">理学療法士 作業療法士 言語聴覚士</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 看護業務の一環としてリハビリテーションを中心とした訪問である場合、看護職員の代わりに指定訪問看護のサービスを提供します。 	<p style="text-align: center;">必要数</p>

(3) 事業の実施地域

事業の実施地域	熊本市
---------	-----

※上記地域以外の利用料等については運営規定の通り。

(4) 営業時間・休日

営業時間	8:30~17:30
休日	土・日曜日、祝日、年末・年始

※夜間や休日に体調が急変した場合など、24時間対応できる体制を整えています。

※状態やサービス計画に基づき、休日も、必要・希望に応じて訪問いたします。

3 サービスの内容

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により当訪問看護ステーションの看護師等が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。また、必要に応じて理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問し、リハビリ治療を行います。

4 費用

(1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の基本料金に利用者の負担割合を乗じた額が利用者負担額となります。利用者負担額については、契約書別紙サービス内容説明書に記載します。

(2) 医療保険給付対象サービス

医療保険の適用がある場合は、基本料金に利用者の負担割合を乗じた額が利用者負担額となります。利用者負担額については、契約書別紙サービス内容説明書に記載します。

(3) 介護保険・医療保険の基本利用料

※別紙添付

(4) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者の負担となります。

(5) 利用料等のお支払方法

毎月、翌月15日までに請求をし、口座振替にて料金をお支払い頂きます。

預金口座振替依頼書を提出頂いた上、27日頃に当該口座より自動払込頂きます。

※振替確認後、領収証を発行します。

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的

医療法人桜十字が開設する訪問看護ステーション ホスピタ（以下「ステーション」という。）が行う訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）は、ステーションの看護師等が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた利用者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。

(2) 運営方針

ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援します。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとします。

(3) その他

事項	内容
訪問看護計画の作成及び事後評価	看護師が、利用者の直面している課題等を評価し、主治医の指示及び利用者の希望を踏まえて、訪問看護計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載して利用者の説明のうえ交付します。
従業員研修	採用時研修 採用後 1 月以内 継続研修 年 2 回

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

事業者の窓口	相談担当：管理者 都築 美幸 相談連絡先：TEL 096-378-1113 FAX 096-378-1119 受付時間：8:30～17:30（ただし要望により、上記時間帯以外も対応） 担当者不在時の対応方法：苦情の内容を記録し、迅速に対応する旨をお伝えし、担当者に確実に引き継ぎます。
市町村の窓口	熊本市役所 介護保険課 介護事業指導室 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号 TEL：096-328-2793
公的団体の窓口	熊本県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談窓口 熊本市東区健軍 2 丁目 4 番 10 号 熊本県市町村自治会館 3 階 TEL：096-214-1101

7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

主治医	病院名 及び 所在地	
	氏名	
	電話番号	

緊急時連絡先 (家族等)	氏名（続柄）	()
	住所	
	電話番号	

8 虐待の防止について

本事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者 管理者 都築 美幸
- (2) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

9 ハラスメントについて

本事業者は、現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境の構築の為、ハラスメントの防止に取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼそうとする）行為
 - ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
- 上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、会議等により再発防止策を検討します。
 - (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。

- (4) ハラスメントと判断された場合には、関係機関との協議のうえ、行為者に対し必要な措置を講じます。（職場環境の改善、利用契約の解約等）

1 0 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

1 1 衛生管理等

- (1) 訪問看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (4) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (5) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

説明日 _____年 _____月 _____日

説明者 _____

熊本市南区御幸木部1丁目1番1号
医療法人桜十字
訪問看護ステーション ホスピタ
代表者名 理事長 倉津 純一 印
管理者 都築 美幸

私は、重要事項説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

利用者 氏名 _____

代理人・ご家族 住所 _____

氏名 _____

(続柄) _____